

○西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例

平成 7 年 10 月 2 日西脇市条例第 21 号

改正 平成 7 年 12 月 22 日西脇市条例第 25 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、西脇市民の環境をまもる条例（昭和 48 年西脇市条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき、市内におけるパチンコ店、ゲームセンター及びラブホテル（以下「規制対象施設」という。）の建築等について必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境の確保及び青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パチンコ店 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業を目的とする遊技施設（マージャン遊技を目的とするものを除く。）をいう。
- (2) ゲームセンター 法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する営業を目的とする遊技施設をいう。
- (3) ラブホテル 法第 2 条第 4 項第 3 号に規定する専ら異性を同伴する客に利用させる営業を目的とする施設をいう。
- (4) 建築等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号から第 15 号に規定する建築、大規模の修繕、大規模の模様替え及び規制対象施設への用途の変更をいう。
- (5) 建築主 規制対象施設の営業、建築等をしようとする者をいう。

(建築等の同意)

**第 3 条** 建築主は、規制対象施設の建築等をするに当たっては、当該建築等に係る法令等に基づく許可、認可及び確認等の申請を行う前に市長の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の同意をする場合において、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。

(建築等の規制区域)

**第 4 条** 市長は、前条第 1 項の規定により建築等の同意を求められた規制対象施設の位置が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域以外の区域であるときは、同意しない。

(審査会)

**第5条** 市長は、建築主から第3条に規定する同意を求められたときは、西脇市規制対象施設建築審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

2 審査会は、委員10人以内で組織し、委員は市長が委嘱し又は任命する。

(規制対象施設の建築等の指導)

**第6条** 市長は、必要があると認めるときは、第3条の同意を与えた者に対して、規制対象施設の建築等について必要な指導を行うことができる。

(同意を得ていない規制対象施設の建築等に対する勧告)

**第7条** 市長は、第3条の同意を得ないで規制対象施設の建築等を行っている者及び前条に規定する指導に従わない者に対して、必要な勧告を行うことができる。

2 前項の勧告を受けた者は、速やかに当該勧告に従い、必要な措置を講じなければならない。

(中止命令等)

**第8条** 市長は、建築主が第3条の同意を得ず、又は前条第1項の勧告に従わず、なお規制対象施設の建築等をしようとするときは、当該規制対象施設の計画の変更若しくは工事の中止を命じ、又は当該規制対象施設の除却その他必要な措置を講じることを命ずることができる。

(立入調査)

**第9条** 市長は、必要な限度において職員に規制対象施設及び当該施設の敷地又は建築等の現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す書面を携帯し、関係人の要求があれば、これを提示しなければならない。

(報告)

**第10条** 市長は、建築主に対して、この条例の施行に必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第12条** 第8条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第13条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(西脇市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の廃止)

2 西脇市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例（昭和52年西脇市条例第18号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に施行日前に西脇市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の規定によりされた建築の同意申請に係る行為は、なお従前の例による。

4 この条例施行の際、現に規制区域において建築基準法の規定に基づく建築確認が完了している規制対象施設については、この条例は適用しない。

5 この条例施行の際、現に存する施設（前項に規定する規制対象施設を含む。以下「既存施設」という。）を除却した上で行われる、同一敷地内での既存施設と同一規模内の規制対象施設の改築又は大規模な修繕及び模様替えについては、従前の用途に供する場合に限り、当分の間、第4条の規定は適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年西脇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	旅館建築審査会	委員	日額	7,300	行政職給料表8級の職務にあるもの相当額	」
---	---------	----	----	-------	---------------------	---

を

「	規制対象施設建築審査会	委員	日額	7,400	行政職給料表8級の職務にあるもの相当額	」
---	-------------	----	----	-------	---------------------	---

に改める。

附 則（平成 7 年12月22日条例第25号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。